

事業群評価調書(平成28年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	福祉保健部障害福祉課
施策名	(2) 誰もが安心して暮らし、社会参加のできる地域づくり	課(室)長名	柴田 昌造
事業群名	② 高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援の充実③	事業群関係課(室)	

1. 計画等概要

【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)】

《長崎県総合計画チャレンジ2020 本文》

高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加できるよう、バリアフリー、地域包括ケアシステム、見守り体制、福祉サービスの円滑な利用のための援助体制等の環境整備を図ります。また、虐待の防止、差別の解消、成年後見制度の普及啓発など権利擁護を推進します。

事業群指標	最終目標(H32)	基準値(H26)	実績(H27)	達成率	【進捗状況の分析】
障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	18,200円	14,664円	15,255円	-	障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があり、一般就労への移行支援とともに、就労継続支援B型事業所など福祉的就労の場で障害者に支払われる工賃の水準を引き上げることが重要である。長崎県内の平均工賃は、全国平均をやや下回り、順位としては中位程度に位置している。現状の課題として、①商品づくりのノウハウや生産能力が不足している等により、一つの事業所では大規模な受注に対応することが難しい、②除草や清掃等の役務サービス並びに食品や手芸品等の商品について企業や消費者へのPRが不足している、③経営のノウハウが不足しているため、効率よく収益に繋げることができていない、などがあげられる。このため、県では「第2期長崎県工賃向上計画」を策定し、各種の事業に取り組んでいる。
事業群の進捗状況					

【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)の分析】

《取組項目及び現状と課題》

i) 障害者のスポーツ活動等による社会参加の推進

- 平成26年に本県で開催された「長崎がんばらんば大会」を契機にスポーツ施設の整備や指導体制が強化されたほか、強化選手の指定、強化合宿への助成などを通して、障害者スポーツ競技選手の育成・強化が図られた。
- また、新たな障害者スポーツの競技団体が結成されるなど、障害者スポーツの機運が高まってきている。これらの機運を一過性のものとせず、今後につなげていくため、障害者スポーツの裾野をより広げること、大会の成果を定着させることが重要である。

ii) 障害者の日常生活の福祉向上

- 地域の特性や障害のある方の状況に応じ様々な事業を実施することにより、障害のある方の福祉の増進が図られるとともに、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与している。
- 地域生活支援事業の事業費は、原則国が1/2を補助することになっているが、裁量的に事業を実施できる補助金である反面、実際の補助額が国の予算の範囲内に制約されており、事業を実施している市町に財政的なしわ寄せが生じている。
- 愛の県民運動は、障害者の福祉向上を図るため、募金による基金造成の活動を行うとともに、積立金の運用利息等により障害者福祉団体が実施する障害福祉事業に対して助成金の配分を行っているが、長期にわたる低金利により運用益は低迷しており、障害者への理解を深めるためにも、障害者芸術祭の開催や各種障害者福祉事業等の必要性が高い事業に対しては、基金を取り崩しながらも積極的に実施している。
- 障害を理由とした差別に関する調整機関及び相談体制の設置・運営をし、障害のある人に対する理解促進のための啓発等を行う必要がある。

iii) 保健所における、精神障害者の相談、訪問指導、関連組織の育成指導、社会復帰の促進及び老人精神保健相談

- 社会の多様化に伴い、精神保健相談内容も多岐にわたっている。また、精神障害者の地域移行が進められる中、県内の精神科病院長期入院者は、高齢者が多く、家族等も高齢または不在の場合も多い。このような現状を考慮し、入院患者が安心して退院し、また、在宅の精神障害者等が地域で継続した治療、生活が送れるよう保健所を中心とした医療、保健、福祉の連携体制構築に向けた検討が必要。

取組項目 ii	長崎県障害者施策総合推進事業費	H14-	565	565	1,611	一般県民	障害者施策の総合的・計画的な推進に必要な事項の調査審議等のため、障害者施策推進協議会を開催した。	活動指標	障害者施策推進協議会の開催回数(回)	1	1	100%	障害者施策推進協議会において、県の施策等に関する報告を実施するとともに、意見を聴き、協議・検討を行った。	
	障害福祉課		948	948	1,613			成果指標	障害者施策推進協議会での意見を県の施策へ反映した件数(件)	数値目標なし	意見提出なし	—		
	障害者差別対策事業費	H24-	7,281	7,281	4,028	一般県民	障害を理由とした差別に関する調整機関及び相談体制の設置・運営、障害のある人に対する理解促進のための啓発等を行った。	活動指標	条例説明会等の開催回数(回)	—	10	—		条例の普及啓発や、相談のあった差別事案の解決、推進会議の開催等を実施した。 (相談件数) H26年度:62件 H27年度:76件
	障害福祉課		9,126	9,126	4,032			成果指標	相談のあった差別事案のうち、解決に至った事案の割合(%)	100	100	100%		
取組項目 iii	保健所精神保健費	S41-	3,146	3,146	19,334	一般県民	保健所において、精神障害者の相談、訪問指導、関連組織の育成指導、社会復帰の促進及び老人精神保健相談に対し、的確な助言・指導を行った。	活動指標	地域精神保健医療福祉協議会ネットワーク構築のための会議出席者数(人)	600	501	83%	精神障害者の相談、訪問指導、関連組織の育成指導、社会復帰の促進及び老人精神保健相談に対し、的確な助言・指導を行うことができた (訪問・相談者) H23年度:4,691人 H24年度:4,354人 H25年度:5,069人 H26年度:5,514人 H27年度:5,332人	
	障害福祉課		6,735	6,735	19,356			成果指標	訪問・相談者数(人)	5,000	5,332	106%		
	社会参加促進事業	H27-	5,342	1,921	18,529	一般県民	精神障害者の自立支援、社会参加へ向け、地域の体制づくり、普及啓発等を行った。	活動指標	地域移行支援協議会開催回数(回)	9	21	233%		保健所を中心に医療、保健、福祉関係者等が精神障害者の地域移行に関する課題等について協議することで、顔の見え関係づくりができ、普段から連携しやすくなった。また、国の定める退院率も概ね達成できた。
	障害福祉課		6,124	2,362	18,550			成果指標	入院後、1年時点の退院率(%)	91	88	96%		
									91	—	—			

3. 検証及び問題点の抽出

【課題解決に向けて取り組んだ事務事業の実績の検証】

- i)・県内各地域に出向き、スポーツレクリエーション教室を開催することで、これまでスポーツに接する機会がなかった障害者の活動の機会を広げ、さらに、障害者が身近でスポーツを楽しめるように、「障害者スポーツ人材バンク」を創設し、養成した指導者等を学校等に派遣し、スポーツの指導や模範演技等を行う活動を行った。
このことにより、障害者スポーツへの取組のきっかけ、ひいては、社会参加、生活の質の向上に寄与したが、「障害者スポーツ人材バンク」については、さらなる活用に向けたPRを行う必要があると考える。
- ii)・地域生活支援事業には県事業と市町村事業があり、その組み合わせにより地域の特性や利用者の状況に応じて事業を実施することで、障害のある方が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与してきた。しかし、地域生活支援事業の事業費については原則国が1/2を補助することになっているにもかかわらず、実際の補助額が国の予算の範囲内に制約されてしまうことから、事業を実施している県及び市町に対して財政的なしわ寄せが生じている。
・愛の県民運動は、障害者の福祉向上を図るため、募金による基金造成の活動を行うとともに、積立金の運用利息等により障害者福祉団体が実施する障害福祉事業に対して助成金の配分を行っているが、長年にわたる低金利により運用益は低迷しており、各障害福祉事業の実施に伴い基金残高は減少傾向にある。
・長崎県障害者施策総合推進事業においては、障害者施策推進協議会を開催し、各委員から障害者計画に関する意見や、障害者に関する施策に対する意見を聴取し、協議・検討を行うことができた。
・障害者差別対策事業においては普及啓発活動に取り組むと共に相談のあった事案に対して解決に導くことができた。
- iii)・精神障害者の相談、訪問指導、関連組織の育成指導、社会復帰の促進及び老人精神保健相談に対し、的確な助言・指導を行うことができた。しかし、相談事項が多岐にわたっているため、専門知識を有する関係機関(福祉・医療)との情報共有などのいっそうの連携が必要と考える。
・医療、保健、福祉の連携した支援体制の構築については、各保健所を中心に精神障害者の社会参加に関する協議会を設け、関係機関と協議する機会を確保することとしているが、地域の社会資源、地理的要因等地域の特性があり、圏域により取組み状況等に違いがある。



4. 29年度実施に向けた方向性

【問題点解決に向けた方向性】	【個別事務事業の見直し】			
	事務事業名	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
i) 障害者のスポーツ活動等による社会参加の推進 一人でも多くの障害者が、スポーツを通じて社会参加の機会を得、さらに生活の質を高められるよう、スポーツレクリエーション教室を継続し、障害者スポーツの裾野を広げていくとともに、「人材バンク」のさらなる普及にも取り組み、継続して充実した指導が行えるよう推進していく必要がある。	障害者スポーツ振興費	—	平成26年の「長崎がんばらんば大会」を契機に高まった障害者スポーツの機運を定着させ、さらなる振興を図るためには継続した支援体制が必要不可欠である。今後も本事業を継続し、地域や競技団体との連携も強化しながら、障害者スポーツの充実を図る必要がある。	現状維持
ii) 障害者の日常生活の福祉向上 地域生活支援事業に要する十分な財政措置については、平成27年度の九州各県保健医療福祉主管部長会議において、国への要望を行ったところであり、平成28年度も引き続き国に対して働きかけを行っていくこととしている。 愛の県民運動については、平成27年度の基金造成件数及び造成額が前年度を上回っており、平成28年度も引き続き造成額の増大に努めながら、必要性が高い事業を実施していく。	団体運営費補助金	—	障害者の福祉の向上を図るためには障害者福祉団体の活発な活動が必要であり、団体の運営に要する経費を助成する本事業は今後も継続して実施する必要がある。	現状維持
	地域生活支援事業費	—	地域の特性や障害のある方の状況に応じて柔軟に事業を実施することにより、障害のある方の福祉の増進が図られるとともに、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現するために引き続き実施する必要がある。	現状維持
	障害者就業生活支援事業	②	引き続き、「障害者就業・生活支援センター」の充実を図ることで、一般就労の促進と職場定着を高めていく。また、現在、未設置の圏域(上五島、壱岐、対馬)について、国のセンター設置要件を満たすべく関係機関と連携しながら、センター設置の方向性を検討していく。	拡充
	愛の県民運動費	—	障害のある方について県民の理解を深めるとともに、善意を結集させる募金活動を行うことで基金の造成を図り、障害者福祉団体等が実施する事業への配分を通じて、障害のある方の福祉向上へ繋げる必要がある。	現状維持
	長崎県障害者施策総合推進事業費	—	長崎県障害者施策推進協議会は、障害者基本法に規定されている必置機関であり、協議会を継続実施することにより障害者施策の推進を図る必要がある。	現状維持
	障害者差別対策事業費	—	本事業により障害のある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための施策の基本となる事項等を規定した条例を広く県民の方へ普及啓発に取り組む必要がある。また、相談のあった事案については確実に解決していくことが必要であるため、継続して事業を実施する必要がある。	現状維持
	iii) 保健所における、精神障害者の相談、訪問指導、関連組織の育成指導、社会復帰の促進及び老人精神保健相談 社会の多様化に伴い、相談内容も多岐にわたっている現状を考慮し、専門性を有する関係機関(福祉・医療)との情報共有などのいっそうの連携を図る必要がある。精神障害者の長期入院者は高齢者が多く、家族等も高齢または不在の場合も多い。入院患者が安心して退院し、地域生活、治療を継続するため、保健、医療、福祉の連携体制を継続して構築していく。 官民協働の人材育成研修会へ、保健所を中心に各圏域の核となる保健、医療、福祉関係者がチームを作り参加。各圏域における課題、連携体制の強化の必要性や今後の取組みの方向性等の協議、情報交換を行い発表することで、県全体の情報共有や連携体制強化につなげていく。	保健所精神保健費	—	地域保健法の規定により設置が義務付けされている機関であり、その業務についても定めがあり、継続して実施する。
社会参加促進事業	—	精神障害者の自立支援及び社会参加の促進を図るため、身近な市町や地域関係者等と連携しながら、地域住民を対象とした精神疾患等に関する普及啓発が必要。 また、保健、医療、福祉の連携強化に加え、精神障害者の主体性の回復を図るため保健所を中心にピアサポーターの活用、医療と連携した支援体制を一層、充実を図る必要性があり、継続して実施する。	現状維持	